

天草市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。）に基づき、原油・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民生活の支援及び市内経済の下支えを目的とし、自己の居住する住宅をリフォームする者に対して、要した経費の一部を天草市地域活性化通貨事業実施要領に定める天草市地域活性化通貨（以下「地域通貨」という。）にて交付することに関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象住宅 自己又は自己と生計を一にする親族が市内に所有し、かつ、自己の居住の用に供している専用住宅、店舗等併用住宅又は分譲マンションなどの居住専有部分をいう（リフォーム完了後1年以内に自己の居住の用に供する予定の住宅を含む。）。ただし、賃貸借契約が存する住宅は対象外とする。
- (2) リフォーム 対象住宅の機能や性能を維持及び向上させるために行う修繕、補修、増改築などの工事をいう。
- (3) 施工業者 天草市内に本社、支店、営業所等を有する法人又は個人事業者であって、施工体制が市内において整っているものをいう。

(対象者)

第3条 この事業による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、対象住宅に居住する（リフォーム完了後1年以内に居住予定の者を含む。）リフォームの依頼主であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者又は住所を有することが確実と認められる者。
- (2) 世帯全員に市税等の滞納がないこと。
- (3) 当該リフォームについて、他制度による補助金等を受けていないこと。
- (4) 同一年度内にこの事業による助成を受けていない者。
- (5) 対象住宅を賃貸の目的で利用しないこと。
- (6) 前条第3号に定める施工業者にリフォームを依頼する者。

(対象工事の要件)

第4条 助成対象となるリフォーム（以下「対象工事」という。）の要件は、次の各号のいずれ

れにも該当する工事であって、当該工事に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）が10万円以上のものとする。

(1) 対象者が施工業者に依頼して行う別表に定める工事であること。（対象者が施工業者の場合も可。）

(2) 第7条の規定による助成の決定の通知より2か月以内に着工する工事であること。ただし、やむを得ない理由により着工日を延期する場合は、その限りではない。

(3) 第12条の規定に定める期限内に完了報告できる工事であること。

（助成金の額等）

第5条 助成金の額は、予算の範囲内で前条の経費の2割に相当する額（その額が20万円を超えるときは20万円とする。）とする。ただし、過去に天草市住宅リフォーム助成事業による助成金を受給した場合には、前条の経費の1割に相当する額（その額が10万円を超えるときは10万円とする。）とする。助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する助成金は原則、地域通貨で交付する。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、天草宝島商品券（以下「商品券」という。）で交付する。

3 交付する地域通貨または商品券の使用期限は6か月以内とする。

（申請）

第6条 この事業による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天草市住宅リフォーム助成事業申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 対象工事費用の見積書（要明細）の写し

(2) 対象工事に関する図面（位置図、間取り図）

(3) 住宅の外観写真及び対象工事を行う箇所の写真

(4) 住所及び市税等の納付状況並びに固定資産課税台帳記載事項の確認行為に関する同意書

(5) 天草市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業申請に係る申請者・施工業者の確認・宣誓書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成の決定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、助成することを決定したときは天草市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）（様式第2号）により、助成しないことを決定したときは天草市物価高騰対策住宅リ

フォーム助成事業不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第8条 前条の規定による助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成決定額が上限に満たない場合で、工事の内容を増額変更しようとする場合は、速やかに天草市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業変更申請書（様式第4の1号）に、変更後に係る第6条第1号から第3号までに掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、天草市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 助成決定者が第7条の交付決定日以降に死亡した場合は、対象住宅に居住する（リフォーム完了後1年以内に居住予定の者を含む。）相続人が相続人の代表者指定（変更）申出書（様式第4の2号）を市長に提出することにより、相続人代表者を助成決定者とする。

（工事の着手）

第9条 申請者は、第7条の規定による助成の決定の通知又は前条の規定による変更決定の通知を受けた後でなければ、対象工事に着手してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、助成の決定前に事業を実施することを希望する場合にあっては、天草市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業交付決定前着手届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実地調査及び指導等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは対象工事が適正になされているか、助成決定者又は施工業者に状況報告を求め、実地調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査等の結果により、当該工事が適正に行われていないと認めるときは、当該工事について助成決定者に指導を行うものとする。

（助成事業の取下げ）

第11条 助成決定者は、第7条の規定による助成の決定があった対象工事を取り下げようとする場合は、速やかに天草市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業取下届（様式第7号）（以下「取下届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の取下届を受理した場合は、交付決定を取消し通知するものとする。

（完了報告）

第12条 助成決定者は、対象工事が完了したときは、天草市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業完了報告書兼請求書（様式第8号）（以下「報告書兼請求書」という。）に、次に掲

げる書類を添付して、当該工事の完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月15日（その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（助成額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告書兼請求書を受理した場合において、当該報告書兼請求書等を審査し、適正と認めるときは、天草市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第14条 助成決定者は、第12条に規定する報告書兼請求書の提出により助成金の請求をしたものとする。

2 助成決定者は、助成金交付日の前日までにスマートフォンアプリの登録またはマイナンバーカードのユーザー登録を行い、次に掲げる項目を市長に提出しなければならない。なお、代理人により請求を行う場合は、次に掲げる項目を市長に提出することで、委任状に代えることができる。

(1) スマートフォンアプリ 氏名及び登録携帯電話番号

(2) マイナンバーカード 氏名及び住所

3 助成決定者のうちやむを得ない理由で助成金を地域通貨にて請求することができない者は、商品券で請求することができる。

4 前項の場合、助成決定者は前条の規定による住宅リフォーム助成事業交付確定通知書（以下「交付確定通知書」という。）を受理した日から30日以内（その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日）に、交付確定通知書を提示し、天草市物価高騰対策住宅リフォーム助成事業助成金請求書（以下「請求書」という。）（様式第10号）と身分が確認出来るものの写しを市長に提出しなければならない。ただし、代理人により請求を行う場合は、委任状と代理人の身分が確認出来るものの写しを併せて提出しなければならない。

（助成金の交付）

第15条 市長は、第12条に規定する報告書兼請求書及び前条の請求書を受理したときは、内容を確認し、助成金を交付しなければならない。

（取消し）

第16条 市長は、第7条の規定による助成の決定又は第13条の規定による助成の確定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定又は当該確定を取り消すものとする。

- (1) 第10条第2項に規定する指導に従わなかったとき。
- (2) 助成金の交付決定通知書又は交付確定通知書に付した条件又はこの要領に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(助成金の返還)

第17条 市長が、前条の規定により、交付決定通知及び交付確定通知を取り消したときは、助成決定者は、既に交付を受けた使用していない地域通貨及び商品券並びに使用した地域通貨及び商品券の代金に相当する額について、指定された期限内に返還しなければならない。

(業務の委託)

第18条 市長は、事業の全部もしくは一部を委託することができる。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。